

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第十小学校  
校長名 国 富 尊 公印

### 令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

#### 記

## 1 教育目標

### (1) 学校の教育目標

本校は、各法令に基づき人権尊重の精神を基調とし、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、国際社会を主体的に生きることのできる児童の育成をめざす。

「めざす児童像」

- 自ら学び自ら考える子
- 規律を重んじ関わりを大切にすること
- ◎ 体力を養い健康的な生活習慣を形成できる子 (令和8年度の重点目標)

### (2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

#### ア 確かな学力の育成

- ① 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るとともに、対話的活動や問題解決的活動、協働的活動を充実させ、思考力、判断力、表現力等及び主体的に学習に取り組む態度を養う。
- ② 個に応じた指導や学習習慣の確立による達成感の獲得、体験的な活動等の集団での学習を通して、学びに向かう力、人間性等の育成をめざす。
- ③ 誰一人取り残さない指導方法を模索し、個別最適な学びと協働的な学び一体的に充実させ、基礎学力の向上を図る。

#### イ 豊かな心の育成

- ① 児童が人と関わり、より良い人間関係を構築できるよう社会性・道徳性を培う教育活動を実践するとともに、「特別の教科 道徳」の授業を充実させる。
- ② 異学年交流の充実を通して、発達段階に応じた自立・貢献・共生の営みを体験的に味わい、規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育む。

#### ウ 健やかな体の育成

- ① 体力向上・健康増進のための活動を通して、スポーツに親しむ習慣や意欲を育てる。
- ② 健康の保持増進のため、食育に関する指導を、全教育活動を通して実施するとともに、生活習慣に関する知識を習得させ、実践的な力を養う。
- ③ 自他の命を大切にすること安全教育を通じて、危険予測・危険回避の能力を身に付ける。

#### エ 不登校児童への支援

- ① すべての児童が安心して生活できる学級、学ぶ楽しさを味わうことのできる授業を実践し、魅力ある学校・学級づくりを行う。
- ② 個に応じた支援の在り方を組織的に決定し、一人一人に適した支援・相談を実施する。

#### オ いじめ防止等の取組

- ① 学校いじめ対策委員会により、未然防止、早期把握、早期解決を学校組織として対応する。
- ② 解決が困難な問題等が生じた際は、速やかに拡大学校いじめ対策委員会を開催し、全教職員で共通理解のもと、解決に向けてスクールカウンセラー、スクールロイヤー等の助言を活かして対応する。

#### カ 特別支援教育の充実

- ① 子ども支援委員会により組織的に児童への環境調整・対応の変更を実践する。
- ② 合理的配慮を要する児童には、ニーズを把握し市教育委員会とも協働して対応する。

#### キ 小中一貫教育のさらなる充実 【ひよどり山中学校グループ(第十小)】

- ① ひよどり山中学校グループとしての共通目標を「自立・共生・貢献」とし、「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、『返事』『あいさつ』『時間を守る』ことが当たり前でできる児童・生徒である。そのために、児童生徒間交流や教職員交流を推進する。

## 2 指導の重点

### (1) 各教科等

#### ア 各教科（外国語活動を含む）

「基礎的・基本的な知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の育成」を重視して指導する。

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。授業全体を見通し、対話や思考を深める場면을意図的・計画的に設定し、思考力・判断力・表現力等の向上をめざす。
- ② 1人1台の学習用端末を各教科の特性に応じて活用し、意見の共有、対話的な学習を充実させるとともに教育用アプリケーションやドリル型学習コンテンツを活用することで個に応じた指導を推進する。
- ③ 八王子市学力定着度調査等の結果の分析を研究推進部で行う。分析結果を全教職員で共有し、授業改善を推進する。
- ④ 教科担任制の実施については、保護者会等で丁寧に説明するとともに、学校公開の機会を捉え、広く保護者及び地域に周知を図る。
- ⑤ 高学年での教科担任制の実施により、授業の質を向上させ、基礎・基本の定着を図ることにつながる。授業の在り方については模索する。また、教材研究の負担を軽減させることで専門性の高い授業の実現を目指す。

#### イ 総合的な学習の時間

- ① 各教科等の学びを横断的、総合的に活かした探究的な活動により、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質・能力を育む。
- ② 浅川に加えて、日本遺産である高尾山や八王子・滝山城址等の八王子市の特色、身近な郷土、環境等についての探究活動を通して、地域への誇りと愛情等を育成する。

#### ウ 特別活動

- ① 各教科等との関連を図るとともに、本校の伝統であるたてわり班活動、なわとび集会等の異学年交流を計画的に実施することで、自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを活かし、よりよい人間関係を形成するとともに、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- ② 児童一人ひとりが学校行事としてのねらいを理解し、課題をもった上で体験活動を計画することで、集団宿泊的行事の充実を図る。

### (2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 教育活動全体を通じて、より良く生きるための基盤となる道徳性を養うことにつながる全体計画及び別業を作成し、その実践を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。
- ② 特別の教科 道徳では、道徳的価値とともに価値理解・人間理解・他者理解を深める授業を展開する。特に、いじめ問題への内面的な教育を意図して、「公平・公正・社会正義」「よりよく生きる喜び」「親切、思いやり」「友情、信頼」「生命の尊さ」を重点として指導にあたる。
- ③ 令和7年度の研究の成果を活かし、他者との関わりを通して自己の生き方を見つめることをめざした授業改善を行い、人としてより良く生きる道徳性を養う。

### (3) キャリア教育

- ① ひよどり山中学校と一体となって、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」をパーソナルポートフォリオとして活用し、学校行事や学習・生活を振り返ったり、将来の生き方を考えたりする活動を行い、自身の変容や成長を自己評価することができるようにする。
- ② 地域や学校への貢献、地域の方々からの職業講話を教育資源として積極的に活用する学習を充実させる。

## (4) 特別支援教育

- ① 教育のユニバーサルデザイン化を推進し、教室環境等における刺激量の低減や時間・ルール・場の構造化、参加の促進等を実践する。特別支援教室巡回指導教員と連携し、より効果的な取組としていく。
- ② 学校生活支援シートや個別指導計画を家庭や関係機関と連携した取組に活用する。そのため特別支援委員会には、特別支援教室巡回指導教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も参画し、多面的な視点で児童の学習上・生活上の困難さに対応できる場とする。
- ③ 「地域の子どもは地域で育てる」という方針を全教職員で共通理解する。副籍交流の機会を捉え、相互理解や思いやりの気持ちなど豊かな気持ちを育む機会とする。

## (5) 生活指導

## ア 生活指導

- ① 学校の月目標は、児童と意義を確認し、適宜児童の意見も取り入れながら、具体的な行動目標を設定するなどして実効性のある取組とする。
- ② 生活安全、交通安全、災害に対する安全など、情報を正しく判断し、安全な行動を選択できる判断力と実践力を身に付けることができるようにする。そのために、SNS学校ルールの徹底、メディアリテラシー教育、交通安全教室、セーフティ教室、防犯訓練等を実施し、安全指導の充実を図る。
- ③ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための『生命（いのち）の安全教育』指導の手引きや「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』」を参考にしながら、発達段階に応じた指導をすすめる。
- ④ 「十小のきまり」を守ることを徹底させ、規律ある集団行動がとれるように継続して指導を行う。また、教職員の中で相違がないように共通認識のもと一体となって指導に当たる。

## イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週1回、学校いじめ基本方針に基づいた学校いじめ対策委員会を開催し、児童の状況について共通理解を図り、いじめ事案発生の場合は速やかに対応等を協議する。
- ② 週一回の生活指導夕会、ふれあい月間やいじめ防止アンケート、相談できる大人アンケート、楽しい学校生活を送るためのアンケートなどにより、未然防止・早期発見・早期対応に努め、相談できる大人がいて全ての児童が回答できるように組織としての取組を充実させる。また、児童理解を深めるために学童保育や放課後子ども教室との連携を深める。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組として校長講話、全学年学級ごとに特別の教科 道徳において「生命の尊さ」の内容項目に関する授業を行う。

## ウ 不登校児童への支援等

- ① 魅力ある学校づくりを行い、児童が学校は楽しく安心できるようにする。そのために、分かりやすい授業の実施、多様性を認め合える道徳・人権教育の充実をすすめる。
- ② 登校支援コーディネーターを核とした別室指導、教育相談や関係機関との連携し、多様な教育機会と居場所の確保を行う。
- ③ 個票システムによる不登校児童の状況把握及び対応、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携を密にして学びの場への接続や支援を推進する。

## (6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

- ① 補習タイムを活用し、基礎・基本の確実な定着を図る。また、はちおうじっ子ミニマムの結果を分析し、課題となる問題については繰り返し取り組み、確かな習得を図る。
- ② 学校運営協議会と放課後子ども教室と連携を図り、放課後に学べる機会・環境を構築する。

## (7) 特色ある教育活動

## ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 部活動体験等の児童・生徒間交流とともに、全学年で「はちおうじっ子サミット」での取組を活かした、いじめ撲滅運動やSNSルール等についての共通認識・共通実践を図る。
- (取組2) 学力定着プロジェクトチームにより、学力調査結果等の分析をグループ合同で行い、共通する学力定着上の課題を把握した上で、具体的な授業改善に活かす。
- (取組3) 生活指導、特別な配慮を要するなどの必要となる児童・生徒の情報交換を丁寧に実施する。また、進学に際しての情報共有の場を設定し、円滑な学びと育ちの接続を図る。
- (取組4) ひよどり山地区青少年対策委員会の活動であるひよどり山音楽祭、クリーン作戦、ネイチャーゲーム等への児童・生徒の参加を促進し、地域を愛し、貢献する心情を育む。

## イ その他

- ① ひよどり山中学校グループにおける児童・生徒像を実現するため、情報活用能力系統表に基いたICT活用スキルを育む活動を教育活動に位置付け、中学校への円滑なつながりをめざす。合わせて情報モラルの教育を充実させ、正しく情報を活用する態度を養う。
- ② スタートカリキュラムは、異学年交流を通じた取組を継続する。また、保幼小連携の日のみならず、架け橋期カリキュラムを共通認識し、保育園、学童保育所とは日常的に交流する。
- ③ 地域活動の内容を学校ホームページに掲載して周知を図り、取り組んだ成果を把握し通知表に記載して認め励ます。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
2	18	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	203
3	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
4	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
5	17	18	22	18	0	19	21	19	19	15	18	18	204
6	18	18	22	17	3	19	21	19	19	15	18	17	206
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月は、第3学年から第5学年までは入学式に出席しないため、第1学年は始業式に出席しないため1日減。</li> <li>・ 6月11日(木)開校記念日は授業日とするため1日増。</li> <li>・ 7月は、第5学年が移動教室を土曜日に実施するため、1日増。</li> <li>・ 8月は、第6学年が移動教室を夏季休業日に実施するため、3日増。</li> <li>・ 3月は、第1学年から第4学年までは卒業式に出席しないため、第6学年は修了式に出席しないため1日減。</li> <li>・ 夏季休業日 7月25日(土)から8月31日(月)まで。</li> <li>・ 振替休業日を取らない土曜授業日 7月18日(土)(第5学年)</li> <li>・ 都民の日 10月1日(木)は授業日とする。</li> </ul>												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は、45分とする。)

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	5	5	5	5	5	5
	委員会活動					11	11
クラブ活動					17 1/3	17 1/3	17 1/3
学校行事		44 1/3	36 2/3	44 2/3	42 1/3	54 2/3	67
学級・学年裁量の時間		28	6	6	6	6	4

イ 1 単位時間

- ・1 単位時間は、45分とする。
- ・クラブ活動の1 単位時間は、60分間に設定し、13回実施する。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・キャリア教育、小中一貫、保幼小連携、避難訓練（地域）、体力テスト、遠足等行事のため、+1時間授業を行う日を設定する。

第1 学年：5/1（金）、9/2（水）、9/30（水）、10/14（水）、2/18（木）、2/24（水）  
（6時間）

第2 学年：5/1（金）、9/2（水）、9/30（水）、10/14（水）、2/18（木）、2/24（水）  
（6時間）

第3 学年：5/11（月）、5/25（月）、9/2（水）、9/9（水）、9/30（水）、10/7（水）、  
10/14（水）、10/28（水）、11/11（水）、11/18（水）、11/25（水）、12/2（水）、  
12/9（水）、2/3（水）、2/24（水）（15時間）

第4 学年：9/2（水）、9/9（水）、9/30（水）、10/7（水）、10/14（水）、10/28（水）、  
11/11（水）、11/18（水）、11/25（水）、12/2（水）、12/9（水）、2/3（水）、  
2/24（水）（13時間）

第5 学年：5/26（火）、7/18（土）※（2時間）、9/2（水）、9/9（水）、10/7（水）、  
10/28（水）、9/30（水）、10/14（水）、11/11（水）、11/18（水）、11/25（水）、  
12/2（水）、12/9（水）、2/3（水）、2/24（水）（16時間）

第6 学年：5/26（火）、8/25（火）、8/26（水）※（2時間）  
9/2（水）、9/9（水）、9/30（水）、10/6（火）、10/7（水）、10/13（火）、  
10/14（水）10/28（水）、11/11（水）、11/18（水）、11/25（水）、12/2（水）、  
12/9（水）、2/3（水）、2/24（水）（19時間）

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・総合的な学習の時間の調査活動の位置付け
- 実施学年：第3 学年 内容：生き物調べ（郷土学習） 時間：10時間
- 実施学年：第4 学年 内容：環境調査隊 川の学習（郷土学習） 時間：10時間
- 実施学年：第5 学年 内容：米プロジェクト（郷土学習） 時間：10時間
- 実施学年：第6 学年 内容：日光を伝えよう  
八王子の伝統文化を知ろう（郷土学習） 時間：10時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・補習タイム 毎週月・金曜日放課後 午後3：00から午後3：40まで（26回）

カ その他